情報ファイル Information File

国保

国民健康保険税（国保税）第1期・第2期は仮算定による税額です

国保税は年間8回の納期があり、1年分を8回に分けて納めていただいています。

しかし、4月の時点では算定に必要となる前年中の所得金額などが確定していないため、第1・2期の納付は、仮算定の税額で納めていただきます。

◆仮算定とは

国保税は、加入者の前年中（1月1日～12月31日）の所得金額と、当該年度の固定資産税額をもとに計算します。

4月の時点ではこれらの金額が確定していないため、金額が確定するまでは、暫定的に平成27年度の国保税年税額（※）の8分の1に相当する額を、第1期、第2期にそれぞれ納めていただきます。

※年度の途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額

第1・2期の納税通知書は、4月中旬に送付予定です。

◆仮算定額の修正

前年に比べて著しく所得が減ったなど、もし平成28年度の国保税が、平成27年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、仮算定の税額の修正を申し出ることができます。詳しくは、問い合わせてください。

国民健康保険 一部負担金の減免・徴収猶予

国民健康保険の加入世帯が次のような理由で生活が困難になったとき、医療機関の窓口で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される制度があります。

◆対象となる理由

①震災、風水害、火災そのほかこれに類する災害により死亡したとき、心身障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき

②干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき

③事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき

※対象者本人からの申請があり、必要があると認められるとき、一部負担金の減免、徴収猶予を行います。

※条件により対象とならない場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

＊　＊　＊

問合せ先
市民窓口グループ
☎52-1111（内線261・262）

医療

後期高齢者医療制度 協定保養所の利用助成

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。

（平成29年3月31日まで、全保養所あわせて4泊まで利用可）

利用方法　申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード（初回利用時に保養所にて交付）を提示

※精算時に利用料金に対し、1,000円を助成

問合せ先
愛知県後期高齢者医療広域連合
給付課
☎052-955-1205

市･町	協定保養所名	電話番号
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市　百年草	0565-62-0100
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211